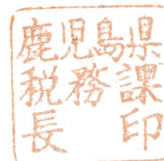


令和6年10月29日

一般社団法人
鹿児島県LPガス協会 会長 様

鹿児島県総務部税務課長



産業廃棄物税についてのお願い

本県の税務行政につきましては、格別な御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てることを目的として、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しております。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出時に通常の処理料金とは別に、焼却処理施設へ搬入する場合1トン当たり800円、最終処分場に搬入する場合1トン当たり1,000円の税率で産業廃棄物を排出する事業者の方々に御負担いただくものであり、焼却処理業者や最終処分業者を通じて、県に納めていただくこととなっております。

また、焼却処理業者は焼却処理後の灰等の残渣を最終処分場に搬入するため、産業廃棄物の排出事業者が焼却処理業者に処理を委託する場合には、通常の処理料金と産業廃棄物税（1トン当たり800円）のほか、焼却処理後の残渣相当分に係る産業廃棄物税相当額（1トン当たり最大200円）を上乗せして支払っていただく必要があります。

つきましては、本税の適切な運用及び広報誌等を通じた会員の皆様に対する周知啓発について、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、県庁税務課又は最寄りの地域振興局・支庁県税課等にお問い合わせいただくか、県のホームページを御覧ください。

【連絡先】

県庁税務課 間税係 徳永・牧内

Tel 099-286-2202

Fax 099-286-5514

E-mail:kanzei@pref.kagoshima.lg.jp